

令和6年度 機械設備積算基準書及び解説 新旧対照表

単価適用年月日：令和7年4月1日まで

表－20・3 共通仮設費率			(%)
機 械 設 備 名			共通仮設費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			19
揚排水ポンプ設備			21
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

- (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
- (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。
- (ハ) 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。
- (ニ) 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

- (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
 - b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
 - c 安全委員会等に要する費用。
 - d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
- (ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
 - b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
 - c 粉塵作業の予防に要する費用。
 - d 高圧作業の予防に要する費用。

単価適用年月日：令和7年5月1日以降

表－20・3 共通仮設費率			(%)
機 械 設 備 名			共通仮設費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19
		ゴム引布製起伏ゲート	19
	樋門樋管ゲート		20
ダム用水門設備			23
揚排水ポンプ設備			21
トンネル 換 気 設 備	送（排）風機		16
	ジェットファン		39
非常用施設			27
道路排水設備			35

4) 運搬費

運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。

5) 派遣費

- (イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
- (ロ) 旅費、日当、宿泊費は「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。
- (ハ) 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。
- (ニ) 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「岡山県職員等の旅費に関する条例」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

7) 安全費

- (イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
- a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
 - b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
 - c 安全委員会等に要する費用。
 - d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
- (ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
- a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
 - b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
 - c 粉塵作業の予防に要する費用。
 - d 高圧作業の予防に要する費用。